

第4回総長選考・監察会議議事録

1. 開催日時：令和6年7月23日（火）13：00～14：45
2. 方法：オンライン会議（Zoom）
3. 出席者：遠藤、国谷、國土、小林、酒匂、板東、浦野、杉山、中島、中西、南學、
納富、兵藤、目黒 各委員
4. 陪席者：吉田監事、棚橋監事
5. 議題
 - 1 総長の賞与に係る令和5（2023）年度職務実績評価について
・ 監事との懇談
 - 2 総長の中間評価について
 - 3 運営方針会議設置にかかる学内の検討状況等について
 - 4 総長選考・監察会議規則及び内規の改正について
 - 5 その他
6. 配付資料
 - 1 総長の賞与に係る職務実績評価関係資料【非公開】
 - 2 総長の中間評価関係資料【非公開】
 - 3-1 運営方針会議に係る検討状況について
 - 3-2 東京大学運営方針委員の選考方針等について（暫定案）
 - 4-1 総長選考・監察会議規則（改正案）
 - 4-2 総長選考・監察会議内規（改正案）
 - 5 第3回総長選考・監察会議議事要旨（案）
7. 参考資料
 - 1 運営方針会議検討TFにおける検討状況の概要
 - 2 総長選考・監察会議規則及び内規の改正について
8. 議事

【板東議長】 第4回の総長選考・監察会議を始めさせていただきます。委員の皆様、大変お忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況など、連絡事項について事務局からご確認をお願いし

たいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】 事務局でございます。よろしくお願いいたします。本日は14名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、定足数を満たしております。なお、A委員、B委員におかれましては、本日ご欠席となっております。

また、本日の議題1にはG監事、H監事にご出席いただき、議題3「運営方針会議設置にかかる学内の検討状況等について」では、前回に引き続き運営方針会議検討タスクフォースの委員、タスクフォースの事務局の経営企画部長にご陪席いただくこととしています。

そのほか、陪席についてでございます。議題1以外の部分でG監事、H監事にご陪席いただき、そのほか人事部長、法務課長、本部法務課法規チームが陪席をさせていただきます。傍聴者についてでございます。本日の議事内容の議題1及び議題2については、人事に関する意見交換を行う議事になりますので、会議運営に関する了解事項6の(1)により傍聴不可となりますので傍聴者の方はございません。議題3及び議題4については、傍聴者の方は1名の予定でございます。

続いて、配付資料の確認をさせていただきます。本日の資料は事前にお送りさせていただいたとおり、資料としては7点、参考資料としては2点、席上配置資料としては1点でございます。それから、学内委員の先生方については、机の上のiPadでも本日の配付資料をご確認いただけます。資料1の「総長の賞与に係る職務実績評価関係資料」及び資料2の「総長の中間評価関係資料」につきましては、それぞれ大部となっておりますので、自己評価書と評価に必要な資料とともに別冊としております。

資料1につきましては1-1、こちらが自己評価書、それから1-2、こちらが通知文書になります。1-3、こちらが要綱のようなものになります。1-4、こちらがスケジュールとなります。それから1-5、UTokyo Compass になります。1-5-2、こちらがモニタリング指標の進捗状況報告になります。それから1-6、こちらが監事監査の報告書になります。

資料2のほうは中間評価の部分になります。2-1が概要資料となっております。2-2、こちらが総長にお書きいただいた自己評価書になります。それから2-3、こちらがUTokyo Compass。2-4、こちらがUTokyo Compassの2年経過成果報告書でございます。2-5、こちらが求められる総長像。2-6、こちらが東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見（候補者所見）でございます。2-7、こちらがUTokyo Compass モニタリング指標の進捗状況報告でございます。

続きまして2-8は、総長の中間評価に係る自己評価書に関する意見書を集めておりまして、①が経営協議会の委員の意見書、②が教育研究評議会評議員の意見書、それから③が監事の意見書でございます。事務局のほうで簡単に、④は経営協議会委員の意見の内容をまとめております。同様に学内の評議員や監事の意見書を⑤のほうにまとめております。それから2-9、こちらが中間評価に関するスケジュールとなっております。

続きまして、議事の記録・公開についてでございます。会議運営に関する了解事項に基

づき、本日の議事の記録については、録音並びに書面による議事要旨及び議事録といたします。公開については録音による記録は公開いたしません。議事要旨及び発言者を匿名化した議事録を公開いたします。なお、公開は東京大学ホームページの「総長選考・監察会議」ページに本会議終了後に配付資料とともにいたしますが、本日は人事に関する意見交換を行う議事に該当する議事がございますので、これらの議事録、配付資料は了解事項2の(1)に基づき非公開とさせていただきます。

発言時のマイク操作等についてでございます。本日はオンライン開催とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、発言時以外はマイクオフ、ご発言の際は挙手ボタンを押していただき、議長から指名の後にマイクをオンにしてご発言をお願いいたします。なお、会議室でご参加の監事の方、それから学内委員の先生方につきましては、後ろにマイクがございますので Zoom 上のマイク操作は不要です。

続いて、第3回議事要旨についてでございます。資料5にお付けしております前回の「第3回総長選考・監察会議議事要旨(案)」につきまして、何かお気づきの点がありましたら会議終了までにお申し出願います。事務局からは以上でございます。

【板東議長】 どうもご説明ありがとうございました。今日は、お聞きのように大変盛りだくさんな内容でございますので、早速議事のほうに入らせていただきます。

■議題1「総長の賞与に係る令和5(2023)年度職務実績評価について」、議題2「総長の中間評価について」の議事のため非公開

【事務局】 運営方針会議検討タスクフォース委員、経営企画部長が入室されました。

【板東議長】 ありがとうございます。それでは、ここからは公開の議題ということになりますので、傍聴の方についても入室の操作をお願いいたします。1名、傍聴者の方がいらっしゃるというお話かと思います。

【事務局】 傍聴者の方が入室されました。

【板東議長】 ありがとうございます。それでは、改めて、本日はお忙しいところ、ありがとうございます。

【運営方針会議検討タスクフォース委員】 こちらこそ、どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【板東議長】 それでは、早速でございますけれども、前回に引き続きまして大学の運営方針会議の検討状況につきまして運営方針会議検討タスクフォース委員からご説明をいただいて、その後、意見交換させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【運営方針会議検討タスクフォース委員】 どうぞよろしくお願いいたします。それでは、運営方針会議に係る検討状況についてご報告させていただきます。

その前にお詫びとご連絡ということになりますけれども、本日、資料として3-1「運営方針会議に係る検討状況について」と、それから3-2「東京大学運営方針委員の選考方針等について（暫定案）」というものをお配りしております。大変恐縮ですが、このうち資料3-2につきましては本日の10時半ごろに資料の差し替えがあったということですので、どうぞよろしくお願いいたします。不手際がありまして、大変申し訳ありません。

それでは本題に入らせていただきます。「運営方針会議にかかる学内の検討状況について」ということで、前回6月21日の本会議における意見交換以降、運営方針会議検討タスクフォースにおきまして引き続き検討を進め、基本的な制度設計はおおむね固まったと考えております。その全体像をお示ししたのが本日の参考資料の1となりますので、適宜ご覧いただければと思います。

本日は、前回の意見交換以降に新たに考え方を整理した事項、そのほか、前回いただいた意見を踏まえて改めて検討した事項を中心にご説明申し上げます。資料3-1、今画面共有されているものをご覧いただければと思いますが、まず「1. 委員の構成」についてでございます。前回の意見交換の際には、学内委員と学外委員を同数とした上で、全体の人数は12名あるいは14名とすることを考えている旨、ご説明申し上げました。その後、検討を進めましたところ、14名とした場合でも運営方針会議での意思決定の機動性に大きな差は生じないと考えられることも踏まえまして、委員の多様性をより一層確保する観点から、学内委員のうち教育研究評議会により選出された者を3名とした上で、委員全体の人数を14名とすることが適当と判断いたしました。

そのため、学内委員の内訳としましては、総長、プロボスト相当の役員、それからCFO、その他役員1名及び教育研究評議会により選出された者が3名と、このような構成になります。

委員確保の観点や実質的な議論の確保の観点から、前回12名や14名では多いのではないかというご意見を頂戴したところですが、本学としてはやはり委員構成の多様性を重視する観点から14名とすべきであると考えております。そして、このことは今回の運営方針会議設置の趣旨とも整合的だと理解しております。

それから、総長経験者が委員となることができるかについても検討いたしましたが、この間の総長選考会議の組織検討ワーキンググループの検討結果、これは2021年11月に取りまとめたものですが、それも踏まえまして総長経験者が運営方針委員となることは適当ではないと考えております。また、総長選考・監察会議委員と運営方針委員との兼務を認めるべきかについても検討いたしましたが、ご承知のとおり、運営方針委員の任命に当たり、総長は総長選考・監察会議と協議することとされていることから、兼務を認めた場合には総長選考・監察会議委員が自らを対象として協議する事態が考えられ、一種の利益相反状況となります。このような事態は望ましくないことから、兼務は認めないことが適当と考えております。

次に、経営協議会委員との兼務についてですが、前回の意見交換の際に私のほうから、短期的な経営事項を審議する経営協議会と中長期的な経営方針を審議する運営方針会議という役割分担を明確化する観点から、恐らく兼務は認めない方向になるだろうとお答えを申し上げました。しかしながら、その後の検討におきまして兼務を認めることが適当となりましたので、この場を借りて訂正をさせていただきたいと思います。

その主な理由としては2点ございまして、一つ目は経営協議会と運営方針会議の間に役割分担があるとはいえ、両会議における議論が一定程度重複する場合も考えられ、そのような場合において両方の議論に通じた委員が存在することは有益と考えられること。二つ目は、経営協議会学外委員は本学に関する一定の知識・理解を有する学外者という点で貴重な人材であり、それらの人材が運営方針委員となる可能性を一律に排除することは、適切な人材確保の観点から望ましくないということでございます。

次に、「2. 委員の任期」でございます。委員の任期につきましては、2年かつ再任可能とした上で、在任期間の上限を6年あるいは8年とすることが適当と考えている旨、前回の意見交換の際に説明申し上げました。その後、検討を進めましたところ、委員の在任期間をなるべく長期とすることで、総長任期を超えた中長期的な経営方針の安定性・継続性を担保するとともに、委員個人の知見の十分な蓄積を図ることにより執行部に対する独立性を確立するという観点から、8年とすることが適当と判断いたしました。

なお、前回の意見交換の際、総長任期を超える8年はやや長過ぎるのではないかというご意見を頂戴いたしました。この点も含めて検討いたしました。先ほど述べましたとおり、長期的視点から安定的な意思決定を支えるという意義をより強く持たせる、そのような観点から8年とすることが適当と考えており、この考え方は運営方針会議設置の趣旨とも整合的であると理解しております。

また、前回意見交換の際、運営方針会議は中長期的な方針を審議する役割を担うことから、最初の任期は4年とすべきではないか。逆に、ある程度細かく任期を区切ったほうが、今後運用する中で柔軟に調整がしやすいのではないか。このように両方の観点からのご意見を頂戴したところです。これらのご意見をもとにタスクフォースとして検討した結果、結論としましては、やはり社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて委員構成を柔軟に見直す余地を確保するという観点から、もちろん実質的には再任を含めて長期にわたって委員を務めてもらうということを前提としつつ、しかし任期自体は2年とすることが適当と判断いたしました。

次に、本学役員のうち運営方針会議の学内委員となる特定役職者、例えばプロボスト相当の役員、あるいはCFO等ですが、これらについては、総長による役員の任命を制限しない観点から、任期は他の委員と同様に2年としつつ、再任制限は設けず、役職交代等の場合は任期途中であっても委員を交代することを妨げないことが適当と考えております。

前回の意見交換の際にも、議論の継続性を担保する観点から、委員の一斉交代を避ける仕組みが必要であることをご説明申し上げました。その具体的な仕組みとして、最初に任

命される委員につきましては任期に一定の特例を設けて、原則として 2027 年 3 月までとした上で、一部の委員は 1 年延ばして 2028 年 3 月までとするということで、委員の一斉交代を避ける仕組みを実現したいと考えております。前回以降の検討状況に関する説明は以上となります。

なお、委員の人選に関しましては、既に進めなければならない時期となっているため、今後、資料 3－2 の選考方針案に示した考え方に基づいて委員候補者への打診を進める予定となっております。再度確認ですが、資料 3－2 につきましては、先ほど資料の差し替えをさせていただきましたので、そちらをご覧くださいだと思います。その上で、教育研究評議会からの選出委員につきましては、教育研究評議会に候補者推薦委員会を立ち上げて、選出に向けた作業を既に開始したところでございます。

資料 3－2 の内容は既にこれまでご説明したとおりのため詳細は省略いたしますが、ジェンダー、国際性、世代、専門分野等の多様性を図ること、とりわけ女性割合についておよそ委員の 5 割を目安とすること、それから本学卒業生を代表する立場の者を加えることなどを掲げております。また、スキルマトリクスといたしましては、大学の教育研究活動、大学における国際化及び国際研究協力の推進、国内外の大学の経営、国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新事業の動向、大学に関する法律及び会計または大学と社会との連携・協働に関し、適切な知識、能力、経験を有する者のうちから選考することとしております。説明は以上となります。ご質問、ご意見をどうぞよろしくお願いいたします。

【板東議長】 ご説明ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたらよろしくお願いいたします。それでは、C 委員、お願いいたします。

【C 委員】 ご説明ありがとうございました。1 点だけ。学外委員の任期が最長 8 年というご説明がございましたが、普通に考えて 8 年はちょっと長いなという気がいたします。6 年ではなくて 8 年だという決定について、もう一度議論の内容を教えてくださいませんか。

【運営方針会議検討タスクフォース委員】 ありがとうございます。運営方針会議検討タスクフォースでは、6 年、8 年、両方とも選択肢としてはあり得ると考え、それぞれの可能性についてメリット、デメリットを慎重に検討いたしました。その上で、総長の任期が 6 年となっており、それをまたいで長期とするのがよいのかどうかということも一つのポイントになるわけですが、むしろ総長の任期を超えて長期にわたって運営方針委員を務める可能性を確保することによって、総長の交代にもかかわらず、本学の長期的な運営の方針を安定的に審議、実行していくという可能性を確保することが重要ではないかということが一つの理由です。

あとは、これは 6 年でも 8 年でもさほど変わるものではないかもしれませんが、一定の長期間務めていただくことによって、本学についての理解を深めていただくだけでなく、そういった知見に基づいて、むしろ独立した立場から、例えば執行部に対しても独立性を

持ってご意見を頂戴できるということが実現できるのではないかとといったことから8年とさせていただきます。

【C 委員】 ありがとうございます。個人的な意見としてだけ申し上げれば、やはり6年のほうが良いのではないかと思います。総長の任期が6年とすれば、同時に就任するのであれば次の総長まで任期が続くわけですので、6年で十分ではないかと私は思っております。以上です。

【運営方針会議検討タスクフォース委員】 ご意見、どうもありがとうございました。

【板東議長】 D 委員、お願いいたします。

【D 委員】 ご説明ありがとうございました。私も任期関連のことについて1点ご質問させていただきたいと思うんですけども、役員のうち、学内委員となる特定役職者、プロポストあるいは CFO 等については再任制限を設けないとされていて、もし役職交代の場合は任期途中であっても委員を交代するというふうになっているんですけども、この再任制限を設けないということにされたのはどういうご判断なのかということをお伺いしたいと思います。学外委員の場合は任期を最大8年と今ご説明いただいたんですけど、学内の場合に設けないということについてお考えをお伝えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

【運営方針会議検討タスクフォース委員】 ありがとうございます。説明が足りなかったかもしれません、申し訳ございません。役員の場合ですと、役員を任命するのは総長であり、総長の判断で役員の任命や交代ということがあります。最初に問題になったのは、任期を2年とした上で、その任期の2年の途中で総長がこの役職については別の者を任命したいという場合に、役員としては交代するけれども運営方針委員の任期は継続するということになりますと、総長の役員任命権というものを制約するのではないかとということで、任期途中であっても委員を交代することは妨げないと考えました。

その上で、逆に新しい総長が同じ者を役員に任命するという場合も可能性としては考えられます。そういった場合に、前総長のもとで役員であり、そして再任期間の制限があるために、次の総長がその者を役員に任命し、かつ運営方針委員に任命するという、この点については制限を加えないでいいのではないかと考えました。そういったことから、学内委員の中でも役員である運営方針委員については、総長の任命権というものを尊重する形でよいのではないかと考えた次第です。したがって、学内委員の中でも教育研究評議会が選出するところの学内委員については再任制限が適用されるという形になります。以上です。

【板東議長】 D 委員、よろしゅうございますか。

【D 委員】 ありがとうございます。その場合の役員、総長が代わった場合にも同じ方が継続される場合、運営方針会議のメンバーになることを妨げないためにそのような規定にしたというふうに理解したんですけども。皆様の学内でワーキンググループのご議論の中で、長くなることに対する弊害みたいなことについての、もちろん一貫性のある経営とい

うところでのプラス面はあっても、ネガティブな部分についての意見等はどのようなものがあったのかなと。それとも全く無かったのかというのはいかがだったんでしょうか。

【運営方針会議検討タスクフォース委員】 ありがとうございます。役員であるところの運営方針委員が長く運営方針委員を続けるということについて弊害があるかどうかということですが、まず、前の総長がその者を役員に任命したことには恐らく理由があり、そして当該役員を運営方針委員に任命したことにも理由があつてのことだと思います。そういう経緯を踏まえた上で、新しい総長が同じ者を、継続ということではなく改めて役員に任命し、かつ運営方針委員に任命することはメリット、デメリット両方あり得ると思いますが、その判断は新しい総長に委ねてよいのではないかと思います。

そのような総長の判断に対するある種の牽制機能を営む者としては、一つには学外委員があり、それから学内委員の中では教育研究の基本部局の代表から成る教育研究評議会が選出する委員が3名いることによって、十分に内外からの牽制は果たされるのではないかと、このような考え方をしております。

【D 委員】 理解いたしました。ありがとうございます。

【板東議長】 ほかにいかがでしょうか。今お手が挙がっているのは E 委員でしょうか。よろしく願いいたします。

【E 委員】 学内からの委員です。一つお伺いで、前回から変わった点の確認というか、若干意見ですけど、学外から入っていただく委員が経営協議会とこちらとダブってもというか、両方ともすることを妨げないという点が大きな変更点と思うんですが、まだ十分に理解できない。一つは、妨げないということなので、1人入るか0人ということはあるのか、あるいはそれなりの数が入ることが想定されるのかということやや曖昧なので。たまたま1人選ばれた方が、どうしてこの人だけとかいうふうな感じになるのかなというのが、ちょっとまだ私がわからないところで。

もう一つは、当然両方ともやられる方のご負担が大変だということもあるんですが、やはりかなり大きな権限がその方に集中してしまうということに対する多少のいろんな意味での、外から見た時とかのバランスの問題があるのではないかなと感じるので。この辺、実際お願いする方は非常に信頼できる方をお願いしたいというのはわかるんですが、制度上どんな感じかということで、もう少し補足していただければありがたいです。よろしくお願いします。

【運営方針会議検討タスクフォース委員】 ありがとうございます。経営協議会の学外委員が運営方針委員を兼務するという点についてですが、まず一つお詫びとともに確認をさせていただきたいのは、これは変更ということではございません。前回私のほうから、経営協議会の学外委員と運営方針委員では役割が違うので兼務できない方向で進めるのではないかとことをご紹介させていただきましたが、これは私のやや勇み足でありまして、その時点で決まっていたということではございません。その後、この問題について本格的に検討した結果、先ほどご紹介したように兼務を認めることは妨げないという方向で

方針が決まったということです。私の前回の議論のご紹介の仕方にやや不適切な点があったということなので、そこはお間違えのないようにご理解いただければと思います。

その上で、経営協議会の学外委員が運営方針委員を兼ねることは「妨げない」としたことは、例えば運営方針会議の学外委員は経営協議会の学外委員を中心とするなど、そこからまずは選ぶというようなことではないということです。兼務をすることは妨げないということですから、その可能性は排除しないということ以上でも、それ以下でもないということになります。その理由は先ほど申し上げたとおりということになります。

その上で権限集中——確かに経営協議会という重要な会議体の学外委員と、それから運営方針会議の学外委員を兼ねるということがそれぞれ重要な権限を持つということとはご指摘のとおりだと思います。経営協議会は、決定機関ではないとはいえ、大学の経営の重要事項について審議する機関であり、それから運営方針会議のほうは、大学の中期目標・中期計画や予算・決算について決定権限を持つ重要な会議ではございます。

ただ、14名という委員によって、比較的規模が大きい、決して少数ではない会議体というふうに現在設定しておりますので、その中に何人兼務される方が入るかどうかはわかりませんが、いずれにしても一部の経営協議会の学外委員と運営方針委員を兼務する人たちによって会議体自体が歪められたり、あるいは方向づけられたりするということはないのではないのかと、現時点では私としてはそのように考えております。

【E 委員】 ご説明ありがとうございました。

【板東議長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

すみません、ちょっと細かい点ですがけど一つ質問で。前回から書いてあるのと同じなんですけれども、女性の割合が半分ぐらいと言ってるんですが、特に教育研究評議会から選ばれる方に関しては各部局との関係もあると思いますので、どうしても学内の委員の中の女性の割合というのは低くなってしまうと。そうすると、学外のほうでそのところはかなり配慮しなきゃいけなくなりますけれども、そういうことも含めてこういう目安にしようとしたのかどうかというところをちょっとお聞きしたいと思いました。

【運営方針会議検討タスクフォース委員】 ありがとうございます。重要な点ですが、本学は最近とくに多様性と包摂性ということを大学の基本目標に掲げております。そういう中で女性の委員に参加していただくのは大変重要なわけですが、それを例えば学外委員だけに期待するというのは、本学としてはやや志が低いというか、本学が目指す、東京大学自体を多様性のある大学にしていくという方針とは整合しないということから、学内委員についても可能な限り女性の委員を増やしていくという趣旨で、学外についてだけ女性割合を設定するのではなく、委員全体で5割程度を目指すというふうに考えました。

その上で、例えば教育研究評議会では、現在、部局長の顔ぶれを見ると必ずしも女性が多いとは言えないということとはご指摘のとおりで、そういう問題があることは重々承知しております。そこで、現に教育研究評議会の委員である者だけではなくて、過去に教育研究評議会の委員であった者、それから「その他本学の運営について十分な経験や知見を持

つ者」という形で、教育研究評議会が選出する委員については候補となりうる対象者を拡張するという選択をいたしました。

そういう工夫であるとか、あるいは役員につきましても今後女性を増やすといったようなことがあり得ると思いますので、様々な形で学内・学外を問わず女性を増やし、委員全体としては半数を目標としていくと。やや野心的かもしれませんが、本学としてはそういう目標を設定したということになります。

【板東議長】 ありがとうございます。そのあたりの運用を今後ご努力いただくということですね。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。それでは、F 委員からお手が挙がっております。よろしくお願いいたします。

【F 委員】 先ほどの E 委員と少し絡むんですけれども、経営協議会の委員を兼ねることができるところで、この書き方でいうと学外の委員の方については理由が書いてあるんですけど、学内についてもこれは妨げないというふうに読むんでしょうか。

【運営方針会議検討タスクフォース委員】 ありがとうございます。経営協議会の学内委員についてですが、経営協議会の学内委員は総長および役員ということになり、総長および役員である運営方針会議の学内委員は先ほど申し上げましたように4名と限定されております。その4名については、経営協議会の学内委員と運営方針会議の学内委員を兼ねるということはある得るというか、むしろ兼務が当然という、そのような想定をしております。

【F 委員】 最初からその4名の方が、僕、ちゃんとわかってないんですけども、今回の運営方針会議の4名という方にプラス1名という形で、CFO と総長とプロボストとプラス1名みたいな形で書いてあったかと思うんですけど、そのプラス1名の方を含めて、もともと経営協議会の委員であるということですか。

【運営方針会議検討タスクフォース委員】 ええ。そのように想定をしております。

【F 委員】 わかりました。

【運営方針会議検討タスクフォース委員】 そのことについて、例えば兼務を認めないといったような選択肢は最初からなかったものですので、議論としては学外委員のほうに焦点を合わせていただいたと、このようになります。

【F 委員】 わかりました。ありがとうございます。

【板東議長】 ほかにいかがでしょうか。それでは、まだいろいろご質問、ご意見あるかと思いますが、ちょっと時間も大分迫ってまいりましたので、今日はこの程度にさせていただきますと思います。

この運営方針会議に係る検討状況についてということで、特に先ほどご説明のように、委員の任期につきましてもこれから総長選考・監察会議の議を経て大学の規則で定めるということになっておりますので、今回ご説明いただきましたような運営方針委員の任期の考え方ということでよろしゅうございますか。

先ほどからも少しご意見はございましたけれども、少し長めではないかというご意見などもありますが、基本的に最大限で8年ということだと思います。皆様がその任期でなくてということでは、上限いっぱい張りつくということではないと思いますけれども、そういう最大限4期8年ということ。また、幾つか先ほど例外の話もございましたけれども、そういうような任期の考え方、定め方ということではいかがでしょうか。よろしゅうございますか。C委員、お願いいたします。

【C委員】 先ほどちょっと8年に反対意見を申し上げましたが、そういう意見があったということは議事録に残していただければと思います。

【板東議長】 ありがとうございます。

【運営方針会議検討タスクフォース委員】 念のためですが、任期を2年とするかどうかということが最も重要なポイントになりますので、その点はぜひお認めいただければと考えております。最終的には大学の規則で定める形になりますが、ここでお認めいただけると、今後そのような方向で準備ができるということになります。

【板東議長】 はい。今、運営方針会議検討タスクフォース委員からお話ございました、任期は2年、それで再任のいろんな決め事があるという形になりますけど、任期は2年ということではよろしゅうございますか。——ご異論はないものと考えまして、それではそのところではご承認いただいたといえますか、その方向で皆様のご意見がまとまったということだと思います。

それから、先ほどありましたC委員のこういう意見がありましたというところは、ちゃんと議事録に残させていただくということにしたいと思います。これはいろんなご意見はあり得ることだと思いますし、企業の取締役なんかは最近8年というのはむしろ長いよという感じになっていますので、そういったところのご意見がありましたということは議事録に残させていただきたいと思います。

それから、先ほど資料3-2の「(東京大学) 運営方針委員の選考方針等について」ということもご説明いただきましたけれども、この点についていかがでしょうか。これから委員の任命についてはこの会議の議を経るということになっておりますので、この運営方針についてもご意見なければ、皆様その方向だということでお認めいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。——特にご意見がないようでしたら、この段階では大体方針のところについて、これからそれに基づいた選考を進めていただくということでご理解いただいたものと理解したいと思います。

今申しましたように、この方針に基づいて委員の選考をこれから進めていただくということで、最終的には10月の総長選考・監察会議において選考理由をお示しいただき協議するということになると思っております。施行日まであまり時間がないということです。今回も議論させていただきましたけれども、今後とも学内の検討状況につきましては必要に応じて適宜情報をいただく場をつくっていただければありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

運営方針会議検討タスクフォース委員、ほかに何かご指摘とございますか、ございますか。

【運営方針会議検討タスクフォース委員】 いえ。今、議長からもお話がありましたように、改正国立大学法人法の施行は 10 月 1 日ということになりますので、本日意見交換をさせていただいた任期の件を含めまして、10 月 1 日以降に改めて正式に総長選考・監察会議と協議させていただき、その折に運営方針委員の任命に係る件についても改めて協議をさせていただくということになります。その折にはどうぞよろしくお願いいたします。

その前に意見交換あるいは情報共有等が必要な場合には、いつでもお声がけをいただければ、またご説明をさせていただきますので、こちらこそどうぞよろしくお願いいたします。

【板東議長】 ありがとうございます。それでは、本日は運営方針会議の委員につきましてはこの程度とさせていただきます。ご説明いただきました運営方針会議検討タスクフォース委員、それからご参加いただきました経営企画部長、本日はどうもありがとうございました。

【運営方針会議検討タスクフォース委員】 どうもありがとうございました。失礼いたします。

(運営方針会議検討タスクフォース委員・経営企画部長退出)

【板東議長】 それでは、運営方針会議検討タスクフォース委員もご退出されたということでしょうか。

【事務局】 大丈夫です。

【板東議長】 それでは、続きまして議題 4 「総長選考・監察会議規則及び内規の改正について」に入らせていただきます。まず、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 事務局でございます。10 月 1 日施行の改正国立大学法人法には、運営方針会議に関する定めの中で、学長選考・監察会議の担う役割として、学長が運営方針委員を任命、再任するに当たって、文部科学大臣の承認を得る前に学長選考・監察会議と協議を行うこと、及び運営方針委員の任期を各法人の規則で定めるに当たって、学長選考・監察会議の議を経ることの 2 点が規定されております。

これに伴いまして、本学の総長選考・監察会議規則及び内規にも法定事項であるこの役割を任務として追加する必要があります。この度、その案を作成いたしました。資料 4－1「総長選考・監察会議規則（案）」をご覧ください。総長選考・監察会議規則は、第 5 条任務に、6 号「運営方針委員の選任及び解任についての審議」、7 号「運営方針委員の任期に関する事項の審議」を追加しています。

続きまして、資料 4－2「総長選考・監察会議内規」をご覧ください。総長選考・監察会議内規は、第 3 条表決に、8 号として「運営方針委員の選任及び解任についての決定」、9 号「運営方針委員の任期に関する決定」を追加しています。

総長選考・監察会議の議事は出席委員の過半数で決することが内規第 2 条第 2 項に規定されておりますが、重要な事項については内規第 3 条により議長を除く出席議員の無記名

投票による表決を行うこととしています。先ほど総長選考・監察会議規則でご説明させていただいた運営方針委員の選任及び解任についての審議、運営方針委員の任期に関する審議については、法定事項という重要なものに該当すると思いますので、表決する事項として記載させていただくことを想定しております。

この二つの規則ですが、本日すぐに決定するものではなく、次回もまたお示しさせていただきます。なお、資料4-1「総長選考・監察会議規則」の改正は本学の全学規則になりますので、総長選考・監察会議で審議した後、本学の学内会議に付議し、役員会で決定することとなります。資料4-2「総長選考・監察会議内規」の改正は総長選考・監察会議で決定することとなりますので、最終的には内規第3条8号に基づき表決で決定する予定でございます。ご説明は以上でございます。

【板東議長】 ありがとうございます。今ご説明いただきました規則、内規の改正につきまして、今日決定するということではないようですけれども、ご意見、ご質問などございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。――よろしゅうございますか。

私が質問するのも適切でないかもしれませんが、表決する事項の中に今回のものを入れるのはいいと思うんですが、これはいろいろ経緯があつて議長が表決には加わらないということになっていると思います。重要事項は全て議長は表決に加わらないということで、ますます加わらない事項が増えていくというのも、初めてこういう規則を見たという感じがしないでもないというのがありまして、ちょっとこのあたりの経緯をまたご説明いただければありがたいと思いました。すみません、こんな場でご質問して申し訳ないんですけれども、また教えていただければありがたいと思います。

それでは、議題5「その他」ということにしておりますけれども、何かこの際ということで、ご質問、ご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。――よろしゅうございますか。

それでは最後に――すみません、議事録についてのご説明、ご連絡があるかと思いますので、事務局のほうからよろしくお願いいたします。

【事務局】 事務局でございます。前回の「議事要旨（案）」につきまして、皆様いかがでしょうか。内容等よろしいでしょうか。――ありがとうございます。

次回の予定ですが、8月28日水曜日、1時からオンライン開催を予定しております。皆様へは、またご連絡させていただきます。事務局からは以上でございます。

【板東議長】 ありがとうございます。では、当会議におきましては、毎回のことでございますけれども、会議終了後に監事の皆様に議事進行についてのご意見をいただくこととしています。今回の議事進行について、ご意見をいただきたいと思います。

なお、東京大学の監事の任期は令和6年8月までとなっておりますけれども、G監事につきましては8月の総長選考・監察会議はご出張によりご欠席とお聞きしておりますので、今回の会議がご出席の最後の機会ということになります。これまでの確なご指摘、ご助言をいただきまして、本当に感謝申し上げます。また、今日も監事として非常に詳しく、ご説明、ご意見をいただきました。本当にありがとうございます。議長として心からお礼

を申し上げたいと存じます。

それでは、まず G 監事にご意見をいただければ。続きまして H 監事にお願いしたいと思いますが、G 監事につきましては最後の機会でございますので、一言ご挨拶も含めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【G 監事】 ありがとうございます。まず、本日の議事進行につきましては、特に問題ございませんでした。

こちらの学長選考・監察会議につきましては、監事に就任した直後にまさに総長の選考が行われているということで。その際にはまだ監事が陪席するという仕組みはなかったんですけれども、直後に受けた文科省の研修で総長の選考は監事として大事な役割であるというものがありましたので、慌てて総長選考会議のほうにこれは陪席させていただきたいとお願いいたしまして、その後、正式に陪席をさせていただくことになりました。

この会議では本当に非常に重要な事項が話し合われておりまして、また、学内の会議よりも活発に議論が行われているということで、かなり重要な会議であるということを確認しております。役割としても、どんどん役割も広がってきて、回数も増えていると思いますし、学内委員の先生方におかれましては学内委員としての会議というものも別にかなり回数を重ねていらっしゃるということで、この会の会議運営につきまして感謝申し上げます。これから運営方針会議もできてきて、そこでの役割分担ということでまたいろいろなことがあるかと思いますが、これからも本学にお力添えいただきまして、皆様で重要な議論をしていただければと思います。4 年間どうもありがとうございました。

【板東議長】 ありがとうございました。それでは H 監事、よろしくお願いいたします。

【H 監事】 議事進行について、私のほうから特段意見はございません。お疲れ様でした。

【板東議長】 ありがとうございます。それでは、本日の総長選考・監察会議第 4 回を閉会させていただきます。本当にお忙しいところ、ありがとうございました。また改めて、G 監事、お世話になりました。H 監事は次回もご出席いただけるということでございますので、またよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

特に事務局のほうからも何かご連絡ないようでしたら、これで終わらせていただきます。よろしゅうございますか。——はい。どうもありがとうございました。

(終了)